

第六十二回 参議院議院運営委員会會議録第二号

昭和四十四年十二月二日(火曜日)
午前十一時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 鍋島 直紹君
藤田 正明君
船田 謙君
小柳 勇君
近藤 信一君
沢田 実君
向井 長年君

委員

鬼丸 勝之君
後藤 義隆君
高田 浩運君
玉置 猛夫君
土屋 義彦君
中山 太郎君
長谷川 仁君
山内 一郎君
占部 秀男君
北村 暢君
森 勝治君
山崎 昇君

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

政府委員

郵政政務次官 木村 睦男君

事務局側

事務総長 宮坂 完孝君

事務次長 岸田 実君
議事部長 海部 勇三君
委員部長 若江 幾造君
記録部長 西村 健一君
警務部長 植木 正張君
庶務部長 上野山正輝君
管理部長 前川 清君
渉外部長 西宮 信安君
法制局長 今枝 常男君

本日の会議に付した案件

- 日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- 日本電信電話公社経営委員会委員の任命同意に関する件
- 国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件
- 調査承認要求の取り扱いに関する件
- 本委員会の継続審査要求に関する件
- 継続審査要求及び継続調査要求の取り扱いに関する件
- 閉会中における本委員会所管事項の取り扱いに関する件

○委員長(徳永正利君) 議院運営委員会を開会いたします。

日本放送協会経営委員会委員、日本電信電話公社経営委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

政府委員の説明を求めます。木村郵政政務次官。

○政府委員(木村睦男君) 日本放送協会経営委員会委員池松文雄君は、昭和四十四年八月六日死去いたしました。同君の後件として工藤信一良君を任命いたしましたので、放送法第十六条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

同君の経歴につきましては、お手元の履歴書で御承知願いたいと存じますが、広い経験と豊富な知識を有する者でありますので、日本放送協会経営委員会委員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに同意されますようお願いいたします。

次に、日本電信電話公社経営委員会委員谷口孟君は、昭和四十四年九月二十五日死去いたしました。同君の後任として武田満作君を任命いたしましたので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により、両議院の同意を求めため本件を提出いたしました。

同君の経歴につきましては、お手元の履歴書で御承知願いたいと存じますが、広い学識と豊富な経験を有する者でありますので、日本電信電話公社経営委員会委員として適任であると存じます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに同意されまようようお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) 別に御発言もなければ、本件につき、同意を与えることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、本案の内容につき、事務総長の説明を求めます。

○事務総長(宮坂完孝君) 便宜、私から、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案について、その内容を御説明申し上げます。

まず、国会議員互助年金法の一部改正でございますが、これは、昭和三十七年九月三十日以前に退職し、もしくは死亡した国会議員、またはこれらの方々の遺族に対する互助年金の年額を、昭和三十七年十月一日における歳費年額を基礎とした額に改めるものでございまして、これに伴い納付金も現行の百分の四・七から百分の五・三に改める等、所要の改正を行なわんとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正でございますが、これは、国会議員の期末手当の支給時期を、政府職員と同様に改めようとするものでございまして。

なお、議員歳費、秘書給料のベースアップは、本年の六月から実施されることになりましたが、すでに六月に支給されました議員の期末手当及び秘書の期末、勤勉手当については、このベースアップは影響させないの特例を附則で規定しております。

本法案の施行期日は、互助年金法改正については、昭和四十五年一月一日からとし、その他のものについては公布の日からといたしております。

以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 別に御発言もなければ、これより採決を行ないます。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件を議題といたします。事務総長。

○事務総長(宮坂完孝君) 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本案は、今国会に提出されております一般職及び特別職の給与法等の一部改正案に準じまして、国会職員の給料等を増額改定いたすものでございます。

今回の増額改定は、本年六月に支給された勤労手当に関する部分を除き、本年六月一日から適用することといたしております。

本規程は、一般職及び特別職の給与法の改正に準じて改正するものでございますから、これらの改正案が成立いたしました後に制定することになるわけであり、事前に本委員会の御承認を得たいと存する次第でございます。

○委員長(徳永正利君) 本件につきましては、ただいま説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、調査承認要求の取り扱いに関する件を議題といたします。

内閣委員会外十三委員会から、お手元の資料のとおり調査承認要求書が提出されております。こ

れらの調査承認要求に対し、承認を与えることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、本委員会の継続審査要求の件についておはかりいたします。

閉会の場合においても、本委員会といたしましては、議院及び国立国会図書館の運営に関する件について、継続審査要求書を議長に提出することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、継続審査要求及び継続調査要求の取り扱いに関する件を議題といたします。

ただいま決定されました本委員会の継続審査要求を含めまして、お手元の資料のとおり、各委員長から要求書が提出されております。

各委員長要求のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、本委員会所管事項の取り扱いに関する件についておはかりいたします。

閉会の場合においても、本件につきましては、特に重要なものを除き、その処理を委員長または小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(案)
国会職員の給与等に関する規程等の一部を改

正する規程
第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「六千五百円」を「七千二百円」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表

職名	給料月額	職名	給料月額
国立国会図書館の館長	四七〇、〇〇〇円	各議院事務局の常任委員会専門員	二七三、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	四二〇、〇〇〇円	国立国会図書館の専門調査員	二五〇、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	三七〇、〇〇〇円		二二六、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係長	二七三、〇〇〇円		二二二、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二五〇、〇〇〇円		二〇八、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二二六、〇〇〇円		二〇五、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二二二、〇〇〇円		二〇二、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二〇八、〇〇〇円		二〇〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二〇五、〇〇〇円		一九七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二〇二、〇〇〇円		一九四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一九七、〇〇〇円		一九一、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一九四、〇〇〇円		一九〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一九一、〇〇〇円		一八八、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一九〇、〇〇〇円		一八五、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一八八、〇〇〇円		一八二、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一八五、〇〇〇円		一八〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一八二、〇〇〇円		一七九、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一八〇、〇〇〇円		一七六、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一七九、〇〇〇円		一七三、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一七六、〇〇〇円		一七〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一七三、〇〇〇円		一七〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一七〇、〇〇〇円		一六七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一六七、〇〇〇円		一六四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一六四、〇〇〇円		一六〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一六〇、〇〇〇円		一五七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一五七、〇〇〇円		一五四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一五四、〇〇〇円		一五〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一五〇、〇〇〇円		一四七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一四七、〇〇〇円		一四四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一四四、〇〇〇円		一四〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一四〇、〇〇〇円		一三七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一三七、〇〇〇円		一三四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一三四、〇〇〇円		一三〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一三〇、〇〇〇円		一二七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一二七、〇〇〇円		一二四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一二四、〇〇〇円		一二〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一二〇、〇〇〇円		一一七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一一七、〇〇〇円		一一四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一一四、〇〇〇円		一一〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一一〇、〇〇〇円		一〇七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一〇七、〇〇〇円		一〇四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一〇四、〇〇〇円		一〇〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一〇〇、〇〇〇円		九七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	九七、〇〇〇円		九四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	九四、〇〇〇円		九〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	九〇、〇〇〇円		八七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	八七、〇〇〇円		八四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	八四、〇〇〇円		八〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	八〇、〇〇〇円		七七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	七七、〇〇〇円		七四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	七四、〇〇〇円		七〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	七〇、〇〇〇円		六七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	六七、〇〇〇円		六四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	六四、〇〇〇円		六〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	六〇、〇〇〇円		五七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	五七、〇〇〇円		五四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	五四、〇〇〇円		五〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	五〇、〇〇〇円		四七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	四七、〇〇〇円		四四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	四四、〇〇〇円		四〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	四〇、〇〇〇円		三七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	三七、〇〇〇円		三四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	三四、〇〇〇円		三〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	三〇、〇〇〇円		二七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二七、〇〇〇円		二四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二四、〇〇〇円		二〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	二〇、〇〇〇円		一七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一七、〇〇〇円		一四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一四、〇〇〇円		一〇、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	一〇、〇〇〇円		七、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	七、〇〇〇円		四、〇〇〇円
各議院事務局の議事録係	四、〇〇〇円		一、〇〇〇円

別表第二 指定職給料表

給料号	給料月額	
	甲	乙
1	240,000円	149,000円
2	250,000	158,000
3	260,000	167,000
4	270,000	176,000
5	285,000	187,000
6		199,000
7		212,000
8		226,000
9		240,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次官その他の職を占める国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表

イ 行政職給料表(一)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	103,100	75,900	—	—	—	34,300	29,500	21,800
2	108,200	79,700	66,200	54,200	43,100	36,200	31,000	22,800
3	113,300	83,500	69,200	57,000	45,700	38,100	32,600	23,800
4	118,500	87,400	72,200	59,800	48,300	40,300	34,300	24,900
5	123,700	91,300	75,300	62,600	50,900	42,500	36,100	26,000
6	128,900	95,300	78,400	65,500	53,500	44,800	37,900	27,100
7	134,100	99,300	81,500	68,400	56,100	47,100	39,700	28,300
8	139,300	103,300	84,600	71,300	58,800	49,400	41,500	29,500
9	144,500	107,300	87,700	74,200	61,500	51,700	43,300	30,600
10	149,700	111,000	90,800	77,100	64,200	54,000	45,100	31,700
11	153,700	114,700	93,600	80,000	66,900	56,300	46,900	32,800
12	156,700	117,800	96,400	82,700	69,500	58,600	48,700	33,900
13	159,700	120,300	99,200	85,200	72,100	60,900	50,500	35,000
14	162,200	122,500	102,000	87,700	74,100	62,900	51,600	36,100
15	164,700	124,700	104,100	90,100	75,700	64,900	52,700	37,000
16		126,900	106,200	92,400	76,900	66,300	53,700	37,800
17			108,300	94,400	78,100	67,400	54,700	38,600
18				96,400	79,300	68,500		
19				98,400	80,500	69,600		
20					81,700	70,700		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	42,800	33,800	29,300	22,100	19,000
2	44,800	35,500	30,800	23,100	19,700
3	46,800	37,200	32,300	24,100	20,400
4	48,800	39,000	33,800	25,200	21,200
5	50,900	40,900	35,300	26,500	22,100
6	53,000	42,800	36,900	27,900	23,000
7	55,100	44,700	38,500	29,300	23,900
8	57,100	46,500	40,100	30,700	25,000
9	59,000	48,300	41,600	32,200	26,200
10	60,800	50,000	43,100	33,700	27,500
11	62,600	51,700	44,600	35,200	28,800
12	64,300	53,400	46,100	36,500	30,100
13	66,000	55,000	47,500	37,800	31,400
14	67,700	56,600	48,900	38,900	32,700
15	69,400	58,200	50,300	39,900	34,000
16	71,100	59,400	51,600	40,900	34,900
17	72,600	60,500	52,900	41,800	35,800
18	73,900	61,600	54,100	42,700	36,600
19	75,200	62,700	55,000	43,600	37,400
20	76,400	63,800	55,900	44,400	38,200
21	77,600	64,800	56,700	45,200	39,000
22	78,700	65,800	57,500	46,000	39,800
23	79,800	66,800	58,300	46,800	40,600
24	80,900	67,800	59,100	47,600	41,400
25	82,000	68,800	59,900	48,400	42,100
26	83,100			49,200	42,800
27					43,500
28					44,200
29					44,900
30					45,600

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円
1				34,300	29,500	24,900
2	69,200	59,800	45,700	36,200	31,000	26,000
3	72,200	62,600	48,300	38,100	32,600	27,100
4	75,300	65,500	50,900	40,300	34,300	28,300
5	78,400	68,400	53,600	42,500	36,100	29,500
6	81,500	71,300	56,300	44,800	37,900	30,600
7	84,900	74,200	59,100	47,100	39,700	31,700
8	88,400	77,100	62,000	49,300	41,500	32,800
9	92,000	80,200	64,900	51,500	43,300	33,700
10	95,600	83,300	67,800	53,600	44,800	34,500
11	99,300	86,400	70,700	55,700	45,800	35,300
12	103,000	89,400	73,600	57,800	46,800	
13	106,700	92,400	76,400	59,900	47,800	
14	110,300	94,800	78,600	61,100		
15	113,700	97,100	80,500	62,300		
16	116,700	99,100	81,900	63,400		
17	119,100	101,100	83,300	64,500		
18	121,200		84,700			
19	123,300		86,100			
20	125,400					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1				32,600	25,700
2	73,200	61,600	44,800	34,800	26,700
3	76,300	64,400	47,300	37,100	27,700
4	79,400	67,300	49,800	39,400	28,700
5	82,500	70,200	52,400	41,700	29,800
6	85,600	73,100	55,100	44,000	31,000
7	88,700	76,000	57,800	46,300	32,600
8	91,800	78,900	60,600	48,700	34,700
9	94,900	81,800	63,400	51,100	37,000
10	98,000	84,700	66,200	53,500	39,300
11	100,800	87,600	69,000	55,900	41,500
12	103,600	90,300	71,800	58,300	43,700
13	106,400	92,900	74,600	60,600	45,900
14	109,200	95,500	77,200	62,900	48,100
15	111,800	98,100	79,500	65,200	50,400
16	114,400	100,600	81,700	67,500	52,700
17	117,000	103,100	83,700	69,800	55,000
18	119,500	105,600	85,600	72,100	57,200
19	121,600	108,100	87,500	74,400	59,400
20		110,600	89,300	76,500	61,600
21		113,100	90,500	77,800	63,800
22		115,600	91,700	79,100	66,000
23		117,700	92,900	80,300	68,200
24			94,100	81,400	70,400
25				82,500	72,200
26				83,600	74,000
27				84,700	75,200
28					76,400
29					77,500
30					78,600
31					79,700
32					80,800

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（昭和四十二年十二月二十二日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第九項の見出し中「昭和四十三年七月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改め、同項中「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（昭和四十三年十二月二十一日両院議長決定。以下「昭和四十三年改正規程」という。）を「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（昭和四十四年十二月一日両院議長決定。以下「昭和四十四年改正規程」という。）に、その額に、昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までを「昭和四十四年六月一日」から昭和四十五年三月三十一日までを「昭和四十五年六月一日」から昭和四十六年三月三十一日までを「昭和四十六年六月一日」から昭和四十七年三月三十一日までを「昭和四十七年六月一日」から昭和四十八年三月三十一日までを「昭和四十八年六月一日」から昭和四十九年三月三十一日までを「昭和四十九年六月一日」から昭和五十年三月三十一日までを「昭和五十年六月一日」から昭和五十年六月一日」に改める。

附則第十項中「昭和四十三年改正規程」を「昭和四十四年改正規程」に、その額に、昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までを「昭和四十四年六月一日」から昭和四十五年三月三十一日までを「昭和四十五年六月一日」から昭和四十六年三月三十一日までを「昭和四十六年六月一日」から昭和四十七年三月三十一日までを「昭和四十七年六月一日」から昭和四十八年三月三十一日までを「昭和四十八年六月一日」から昭和四十九年三月三十一日までを「昭和四十九年六月一日」から昭和五十年三月三十一日までを「昭和五十年六月一日」から昭和五十年六月一日」に改める。

附則第十項中「昭和四十三年改正規程」を「昭和四十四年改正規程」に、その額に、昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までを「昭和四十四年六月一日」から昭和四十五年三月三十一日までを「昭和四十五年六月一日」から昭和四十六年三月三十一日までを「昭和四十六年六月一日」から昭和四十七年三月三十一日までを「昭和四十七年六月一日」から昭和四十八年三月三十一日までを「昭和四十八年六月一日」から昭和四十九年三月三十一日までを「昭和四十九年六月一日」から昭和五十年三月三十一日までを「昭和五十年六月一日」から昭和五十年六月一日」に改める。

国会議員のうち、昭和四十四年改正規程附則第二項の規定に基づき職務の等級の号給を定められることとなる国会議員を除く。）を加え、「昭和四十三年七月一日、昭和四十四年四月一日」を「昭和四十四年六月一日」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日まで」の間に十分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までを「昭和四十五年六月一日」から昭和四十六年三月三十一日までを「昭和四十六年六月一日」から昭和四十七年三月三十一日までを「昭和四十七年六月一日」から昭和四十八年三月三十一日までを「昭和四十八年六月一日」から昭和四十九年三月三十一日までを「昭和四十九年六月一日」から昭和五十年三月三十一日までを「昭和五十年六月一日」から昭和五十年六月一日」に改める。

附則

1 (施行期日)
この規程は、昭和四十四年十二月一日から施行し、同年六月一日から適用する。

2 (最高号給等の切替等)
昭和四十四年六月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号給又は最高号給をこえる給料月額を受ける国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間（切替期間における異動者の号給等）

3 (切替日からこの規程の施行の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会議員及びその職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

4 (切替日前の異動者の号給等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

5 (旧号給等の基礎)
附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の規程の規定の適用により国会議員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同規程及びこれに基づき定められて定められたものでなければならぬ。

6 (勤勉手当に関する経過措置)
切替日において在職する国会議員に対して昭和四十四年六月に支給する勤勉手当に関する改正後の規程第七條の二の規定の適用については、同規程第七條の二第二項中「受けるべき」とあるのは「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程（昭和四十四年十二月一日両院議長決定）第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程の規定により受けるべきであつた」とする。

7 (給与の内払)
改正前の規程の規定に基づいて切替期間に国会議員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

8 (両院議長協議決定への委任)
附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

○調査承認要求件名
内 閣 ○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

○国の防衛に関する調査
地方行政 ○地方行政の改革に関する調査
法 務 ○檢察及び裁判の運営に関する調査
外 務 ○国際情勢等に関する調査
大 蔵 ○租税及び金融等に関する調査
文 教 ○教育、文化及び学術に関する調査
社会労働 ○社会保障制度等に関する調査
農林水産 ○労働問題に関する調査
商 工 ○農林水産政策に関する調査
通 信 ○産業貿易及び経済計画等に関する調査

○運輸事情等に関する調査
建設 ○運輸事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

○予算の執行状況に関する調査
予 算 ○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

○継続調査要求件名
内 閣 ○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
地方行政 ○地方行政の改革に関する調査
法 務 ○檢察及び裁判の運営に関する調査
外 務 ○国際情勢等に関する調査
大 蔵 ○租税及び金融等に関する調査
文 教 ○教育、文化及び学術に関する調査
社会労働 ○社会保障制度等に関する調査
農林水産 ○労働問題に関する調査
商 工 ○農林水産政策に関する調査
通 信 ○産業貿易及び経済計画等に関する調査

○運輸事情等に関する調査
運輸 ○運輸事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設 ○建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算 ○予算の執行状況に関する調査

決算 ○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

災害対策 ○災害対策樹立に関する調査

石炭対策 ○当面の石炭対策樹立に関する調査

産業公害 ○産業公害及び交通対策樹立に関する調査

物価対策 ○当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙 ○公職選挙法改正に関する調査

沖縄及び北方問題 ○沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

科学技術 ○科学技術振興対策樹立に関する調査

議院運営 ○議院及び国立国会図書館の運営に関する件

○継続審査要求件名

十二月二日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
(国会議員互助年金法の一部改正)

第一条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「三十六万円」を「五十六万円」に、「百五十六万円」を「百七十六万円」に、「百七十五万円」を「百九十八万円」に、「二百十万円」を「二百四十二万円」に、「二百六十五万円」を「三百八万円」に改める。

第二十三条第一項中「百分の四・七」を「百分の五・三」に改める。

附則第三項後段中、「第九条第二項中」退職当

時の議員の歳費年額とあるのは、この法律の施行の日における国会議員の歳費年額に相当する金額」とを削る。
(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「六月一日」を「三月一日、六月一日」に改める。

第十一条の三「五月十六日」を「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日」に、「六月一日」を「三月一日、六月一日」に改める。

第十一条の四中「六月二日から」を「三月二日から五月十五日までの間、六月二日から」に、「五月十五日」を「二月十五日」に、「それぞれ六月二日」を「それぞれ三月二日、六月二日」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第二項から附則第五項までの規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

(昭和三十七年九月三十日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

2 昭和三十七年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十五年一月一日以降、その年額を、昭和三十七年十月一日における国会議員の歳費年額に相当する金額を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和四十四年十二月三十一日以前に受けるべき事由が生じた互助年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

4 附則第二項の規定による互助年金の年額の改

定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。
(高額所得による互助年金の停止についての経過措置)

5 改正後の国会議員互助年金法第十六条の規定は、昭和四十四年十二月三十一日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても適用する。

(国会議員の昭和四十四年六月の期末手当の額の特例)

6 昭和四十四年六月一日において在職する各議院の議長、副議長及び議員が同年同月に国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「歳費法」という。)第十一条の二の規定により受ける期末手当の額の算出の基礎となるこれらの者が受けるべき歳費月額は、特別職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号。以下「特別職給与改正法」という。)の施行前にこれらの者が歳費法第一条の規定により受けるべきであつた歳費月額とする。

(国会議員の秘書の昭和四十四年六月の期末手当及び勤勉手当の額の特例)

7 昭和四十四年六月一日において在職する国会議員の秘書が同年同月に国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「秘書給料法」という。)第三条及び第四条の規定により受ける期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となるその者が受けるべき給料月額は、特別職給与改正法及び一般職の議員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行前にその者が秘書給料法第一条の規定により受けるべきであつた給料月額とする。

昭和四十四年十二月八日印刷

昭和四十四年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局